



■ CPD ポイントに関する FAQ

ここでは、「CPD ポイント」について、具体的な適用例を Q&A 形式で説明します。

※教育形態は以下の3つのパターンに区分されます。

※「自己登録」において「教育形態」(Ⅰ～Ⅲ)を選択する際は、3つのパターンのいずれに該当するかを考慮して、最も近いものを選択してください。

[教育形態の3つのパターン](下表を参照ください。)

- **知識ポイント**(【Ⅰ】講習会、研修会、講演会、シンポジウム等への参加、企業内 OJT、自己学習など)
- **実務ポイント**(【Ⅱ】論文等の発表、著作・執筆活動、特許出願・登録、社内外表彰、技術指導など)
- **貢献ポイント**(【Ⅲ】プロジェクトの企画運営、学協会・委員会活動への参画、講演会講師・教材開発など)

教育形態		番号	内 容	知識	実務	貢献
Ⅰ	講習会、研修会、講演会、シンポジウム等への参加	110	学協会・大学等の主催大会、研究会、講演会などへの参加、聴講	●		
		120	民間主催講演会、 세미나、講習会などへの参加、聴講	●		
	企業内研修及び OJT	130	企業内研修、教育、セミナーへの参加	●		
		140	企業内 OJT の受講	●		
	資格取得、自己学習	210	国家資格以外の公的資格(専門分野および外国語)の取得、CPD を伴う更新	●		
		211	国家資格(専門分野および外国語)の取得、CPD を伴う更新	●		
		212	民間資格(専門分野)の取得、CPD を伴う更新	●		
		220	自己学習－認定学術誌の定期購読	●		
		221	自己学習－民間専門誌の定期購読	●		
	Ⅱ	研究会、論文等の発表	110	学会、研究会の発表者および座長		●
111			学会、研究会発表の共著者		●	
120			論文の主著者－査読有		●	
121			論文の主著者－査読無		●	
122			論文の共著者－査読有		●	
123			論文の共著者－査読無		●	
130			著作、執筆活動(専門分野の書籍、教材; 単独、共著、編著)		●	
専門的開発業務		210	専門的開発業務		●	
		220	プロジェクトリーダー業務		●	
		230	プロジェクトマネージャ業務、JABEE 受審側まとめ役		●	
		240	特許・実用新案など(出願)		●	
		241	特許・実用新案など(登録)		●	
		250	業務上の著しい成果(社内外表彰/学内外表彰)		●	
企業内技術指導、業務経験	310	企業内技術指導(教育、講演、セミナーなど)の講師		●		
	320	企業内・学内成果発表(論文、報告、発表会など)		●		
企画運営、助言、指導	330	企業内・学内プロジェクトの企画運営、助言、指導(オーガナイザなど)		●		
Ⅲ	委員会活動	110	学協会の委員会活動－委員長・主査・幹事・幹事補佐および編集委員会活動			●

	111	学協会の委員会活動－委員、および論文査読			●
	120	標準化活動－議長・ラポータ・エディタ			●
	121	標準化活動－会議参加・寄書作成			●
講演会講師	130	学協会主催講演会の講師及び教材開発			●
	220	大学、研究機関主催の講演会の講師			●
	230	民間主催の講演会の講師			●
研究活動等への参加	210	大学・研究機関・国家プロジェクト、JABEE 審査－委員長・幹事・幹事補佐・審査長			●
	211	大学・研究機関・国家プロジェクト、JABEE 審査－委員・審査員・オブザーバ			●

- CPDポイント取得証明書発行の際には証拠書類の提示が必要なので保管しておいてください。
- 〔注＊1〕 CPD を必要とする資格の更新も認められる。
- 〔注＊2〕 共著者は主著者の 1/2 とする（小数点は四捨五入）。
- 〔注＊3〕 査読有の論文は 1 ページ当たり 5 ポイントで換算する。最大 40 ポイントまで。
- 〔注＊4〕 学協会の委員会活動、プロジェクト等は年間当たりのポイント。

■ CPD とは

CPD は Continuing Professional Development の略で、“技術者の継続的な研鑽・能力開発”を意味します。昨今、技術の進歩が早くなり、しかも国際的な活動が必要になってきている状況に鑑み、専門技術者としての能力を高めると共に、分野横断の技術・知識を最新に保つ為の手段として構築しました。

しかし、如何に最新の技術知識が必要であったとしても、一般の企業内で全ての教育内容をカバーすることは困難であり、また、技術者個人にとっても自由時間の制約が大きい為、効果的な能力開発の場が少ないのが現状です。CPD プログラムでは、学会と産業界が連携して教育システムを構築すると共に、教育を受ける技術者のインセンティブとして、教育と連動した技術者資格的な制度を構築する事を考えています。

また CPD は、上記のように技術者個人の技術の向上、インセンティブの昂揚だけではなく、国際的な調達活動等で、応札者の技術力の客観的な証明としても役立つものと考えています。

■ CPD ポイントに関する質問（文中、CPDの「番号」は【 I -110】のように表示しています。）

I-1 講習会、研修会、講演会、シンポジウム等への参加(【 I -110】及び【 I -120】)について

Q1 「学協会主催、大会、研究会、講演会などへの参加」とありますが、「電気学会認定 CPD プログラム」以外の講習会、研修会、講演会、シンポジウム等に参加した場合でも登録は可能でしょうか。その場合 CPD ポイント(単位)は、どうなるのでしょうか？

A1 「日本工学会 CPD 協議会」の認定を受けた機関が主催するプログラム、または「日本工学会 CPD 協議会」の認定を受けたプログラムで、専門領域に関係するものであれば、電気学会認定 CPD プログラムと同様に登録が可能です。これらのプログラムは「日本工学会 CPD 協議会のホームページ」から検索・閲覧できますのでご参照下さい。なお、検索・閲覧システムは現在準備中です。

該当 URL : http://www.jfes.or.jp/_cpd/

Q2 見学会や展示会へ参加した場合でも CPD ポイントを取得することができますか？

A2 エビデンスが明確な電気学会等が主催する見学会への参加は、1時間当たり1ポイント取得できますが、個人的に見学しただけでは取得できません。展示側、説明側として参画した場合は民間主催活動参画としてポイントが認められます。
(エビデンスが必要)

Q3 講習会、シンポジウム等において、「聴講(参加)」とは別に「発表」や「講師」、「座長」などを勤める場合は、どのように登録すればよいでしょうか？

A3 ・講習会、シンポジウム等において、「聴講(参加)」とは別に「発表」や「講師」、「座長」などをされる場合は、【Ⅰ-110】または【Ⅰ-120】の「講演会参加」、【Ⅱ-110】の「学会、研究会発表」、【Ⅲ-130】、【Ⅲ-220】または【Ⅲ-230】の「講演会講師」が適用されます。
・例えば、学会のシンポジウムで 1.5 時間講演し、他の方の講演を 4 時間聴講した場合には、【Ⅱ-110】「学会研究会発表」として 5 ポイント(共著者は 3 ポイント)とともに、【Ⅰ-110】「講演会、シンポジウム等への参加」として 4 ポイント(時間数)が取得できます。これらを別々に入力して下さい。
・「座長」の場合には、担当するプログラムについて【Ⅱ-110】の「学会、研究会発表」が適用され、5 ポイントが取得できます。これには、梗概集の通読等、事前の準備も含まれます。

I-2 企業内研修及び OJT

Q4 企業内研修プログラム受講(【Ⅰ-130】)は組織内で行われるすべての研修会が該当すると考えてよいでしょうか？また、OJT(【Ⅰ-140】)はどう考えればよいでしょうか？

A4 ・組織(企業)としての年度計画等において、研修計画が定められている研修プログラムについては、対象となります。最近では、パソコン講習や英会話などもありますが、これらの受講も該当します。
・OJT については、所属部署の年度計画等において社員教育等が定められているものが対象となります。時間数がポイントとなります。なお、年間の上限値は 20 ポイントです。
・いずれの場合も研修受講や OJT の実施を証明する年度計画等のエビデンスの保管をお願いします。

I-3 資格取得、自己学習

Q5 技術者資格や技術士等の資格取得は、どのように入力すればよいでしょうか？

・【I-211】国家資格の取得およびCPDを伴う国家資格の更新の場合は20ポイント/件で入力ください。【I-210】公的資格と【I-212】民間資格の取得、およびCPDを伴う資格更新の場合は15ポイント/件です。

・CPDを伴う資格更新とは、継続的な教育・能力開発を伴う資格更新のことを意味し、自動で更新される資格や事務手続きのみで更新できる資格はポイント計上できません。

・国家資格とは、法律に基づいて国や国から委託を受けた機関が実施する資格で、有資格者は、知識や技術が一定水準以上に達していることを国によって認定されます。弁護士などの資格習得が業務遂行のための必須条件となっている業務独占資格や、中小企業診断士などの有資格者だけが名乗ることを認められている名称独占資格、特定の事業を行う際に法律で義務づけられている設置義務資格がある。技術士・技術士補、エネルギー管理士、電気工事士、

A5 電気通信主任技術者、電気主任技術者、総合無線通信士ほか

・公的資格とは、国家資格と民間資格の中間に位置付けられる資格で、民間団体や公益法人が実施し文部科学省や経済産業省などの官庁や大臣が認定する資格です。この資格は、信用度や知名度の高い資格が数多くあり、取得した資格は公的に通用し、国家試験に準ずる資格で、一定レベルの能力のあることが保証されます。情報検定、デジタル技術検定、実用英語技能検定(英検)、ラジオ・音響技能検定ほか

・民間資格とは、民間団体や企業が、独自の審査基準を設けて任意で認定する資格で、法律によって制度化されてはいません。しかし、国家資格や公的資格と同様に知識や技能があるものとして広く認知されている資格や、直接職業に結びつく資格もあります。家電製品エンジニア、情報処理技能検定試験、日商PC検定試験、冷凍空調技師、溶接管理技術者、インターネット実務検定試験、建築CAD検定試験、パソコン整備士、情報セキュリティ検定試験ほか。

Q6 自己学習(【I-221】)の例として「民間専門誌の定期購読」とありますが、どれくらいの期間の購読でよいでしょうか？ また、会員になって購読しなければなりませんか？

・年間購読を対象とし、1年毎に計上して下さい。会員か否かは問いません。

A6 ・「学会誌購読」以外の民間の学術専門誌や技術刊行物等の「定期購読」も含まれます。

・1件あたり5ポイントで、年間の上限は10ポイントです。

II-1 研究会、論文等の発表(【II-110】～【II-130】)について

Q7 論文を口頭発表する場合には、連名者や共著者に人数の制限はありますか？

人数の制限はありません。主執筆者と連名者(共著者)、口頭発表される方と連名者が対象となります。口頭発表に際して、他の講演を聴講した場合には、【I-110】【I-120】「講演会、シンポジウム等への参加」(認定プログラムの場合)も適用されます。

Q8 学会雑誌への査読付き論文発表は1論文あたり最大40ポイント、査読なしの場合10ポイントとありますが、連名者(共著者)がいる場合には、ポイントをどのように配分すればよいのですか？

- A8 ・査読付き論文発表は、学会発表のポイントとのバランスを考え、主著者は最大 40 ポイント、連名者は最大 20 ポイントとしました。主著者は論文の出来上がりページで、1 ページ当たり 5 ポイントで換算します(連名者はその 1/2)。査読なしの場合は、主著者 10 ポイント、連名者 5 ポイントです。
・学会雑誌は電気・電子・情報系 CPD 協議会に参加している学協会が対象となります。

Q9 一般論文でも査読付きのものがありますが、この場合は【Ⅱ-120】の「査読有の論文発表」でポイントを計上してもよろしいでしょうか？ また、社内の技術論文集への投稿も CPD ポイントの対象になりますか？

- A9 ・一般論文でも査読付きのものは【Ⅱ-120】の「査読有の論文発表」になります。出来上がりページ 1 ページ当たり 5 ポイントで換算します(連名者はその 1/2)。上限は、主著者は 40 ポイント、連名者は 20 ポイントです。
・社内の技術論文集への投稿の場合も査読つきの場合は【Ⅱ-120】の「査読有の論文発表」で、査読なしの場合は【Ⅱ-320】の「企業内成果発表」が適用されます。

Q10 著作・執筆活動【Ⅱ-130】は、具体的にどのようなものが該当しますか？

- A10 【Ⅱ-130】「著作・執筆活動」については、電気・電子・情報系 CPD 協議会に参加している学協会をはじめ、その他学協会の専門分野に関する書籍、学習教材等の執筆が該当します。企業内の論文執筆は【Ⅱ-320】企業内成果発表に登録して下さい。出来上がりページで 1 ポイント/ページで換算して入力して下さい。1 件あたりの上限は 40 ポイントとなります。

Ⅱ-2 専門的開発業務、技術指導、業務経験(【Ⅱ-210】～【Ⅱ-320】)について

Q11 特許取得(【Ⅱ-240】【Ⅱ-241】)はどの時点で CPD ポイントとして計上することができますか？

- A11 ・特許庁に出願し「特許出願番号」が交付された時点と、審査請求により特許庁長官から特許として認定されて特許登録番号が交付された時点で計上して下さい。
・出願時は 10 ポイント/件、登録時は 20 ポイント/件です。
・発明者が複数の場合には、共同発明者のポイントは、一律、主執筆発明者の半分のポイントとします。

Q12 業務上著しい成果【Ⅱ-250】には、具体的にどのようなことが該当しますか？

- A12 ・本会では、現場技術者の方々を想定して、業務上特に技術的成果を上げた場合には、業務経験そのものを CPD 活動と見なすことにしました。その成果を何でみるかということになりますが、社内の表彰や社外の表彰等の有無ということを基準にしました。
・具体的には、装置・機器開発や設置等に関して、団体(公益法人等)や発注者から表彰状や感謝状を受賞したような場合が該当します。
・受注側の技術者の方だけでなく、当該業務に係わった発注側の技術者の方も対象となります。
・20 ポイント/件です。受賞者が複数の場合には、受賞者それぞれポイントを登録して下さい。

Q13 II-310 に関して、企業内で、毎年新入社員向けに教育指導をしております。この場合の CPD はどのようなになるのでしょうか？

A13 基本的には通常の業務とみなされるものは適用外です。ただし、CPD 本来の意味である継続研鑽となるもの、例えば、教育指導のために各種の文献を調査して、ある技術分野を体系的に説明するというような場合には適用されます。(単発の講演会は認められます。)

Q14 部下の論文の添削指導をしていますが、CPD ポイント登録できますか？ また、学会等の論文集の査読はどうでしょうか？

A14 ・部下の論文の添削指導は業務の一環と考えられるので CPD ポイントはありません。
・論文集の査読は【Ⅲ-111】「学協会の委員会活動」が適用されます。
・査読論文 1 件につき 7 ポイントです。同じ論文を再査読した場合も 1 件 7 ポイントを加算できません。

Ⅲ-1 委員会活動、標準化活動、JABEE 審査への参加(【Ⅲ-110】～【Ⅲ-211】)について

Q15 JABEE 審査に携わりました。この場合の CPD ポイントはどのように考えればよいのでしょうか？

CPD ポイントの対象としては、大学、研究機関、国家プロジェクト、JABEE 審査(【Ⅲ-210】および【Ⅲ-211】)が該当します。

A15 審査長の場合は 10 ポイント/件、審査員、オブザーバは 7 ポイント/件で入力して下さい。また、JABEE 受審校のまとめ役は、【Ⅱ-230】プロジェクトマネージャ業務、JABEE 受審側まとめ役の 7 ポイント/件で入力して下さい。

Q16 標準化活動への参画(会議参加)【Ⅲ-121】の対象としてどこまで考えればよいのでしょうか？

A16 ・基本的には、学会内外を問わず、すべての標準化活動の委員会(技術会議、技術部門の運営会議等)が該当します。これには、組織内(企業内等)の技術的な会議も該当します。
・技術会議標準化活動の委員会は、「貢献ポイント」として位置付けられていますので、標準化活動を本業とする人は該当しません。

Q17 日本工学会の委員会と技術士会との意見交換会に参加していますが、委嘱状は出されておられません。CPD 活動として認められるのでしょうか。

A17 学協会から委員委嘱状の出るものは学協会の委員会活動として問題ありません。しかし、学協会が委嘱状を出していないが、公認委員会または事務局より認知された会議体であり、議事録等が報告・公表されているものは、委嘱状がなくとも公認された委員会活動と見なすことができますので、「貢献ポイント」の【Ⅲ-111】として位置付けられます。議事録には委員の出席状況が記載されますから、証拠として議事録の保管をお願い致します。

Q18 IEEJ プロ懇談会に参加しています。この懇談会では、委員が専門の技術講演をします。これは、学協会の委員会活動に入れるのでしょうか、あるいは、研究会、講演会などへの参加、聴講になるのでしょうか。

A18 IEEJ プロ懇談会は、現在百数十人いる IEEJ プロ資格のある会員が参加できるようになっています。これは研究会等への参加と同様の扱いとし、1 時間につき 1 ポイントとします。参加者名が記載されている議事録があれば証拠となりますので、保管をお願い致します。

Ⅲ-2 講演会講師(【Ⅲ-130】～【Ⅲ-230】)について

Q19 大学等の非常勤講師をしています。【Ⅲ-220】「大学、研究機関主催の講師」に該当すると考えてよいでしょうか？

A19 大学等で毎年恒常的に行う講義は、通常の業務と見なされ適用外です。単発の特別講義は適用されます。7 ポイント/件です。ただし、テーマ内容を分割して複数回に亘る講演は全体で 1 講演と見なします。

Q20 大学で、研究室の卒業生を対象にテーマを決めて定期的に 2～3 時間の技術サロンを開いています。講演した後で、参加者とフリーディスカッションをしています。どのように CPD ポイントを計上すればよいでしょうか？

A20 講演される方には、【Ⅲ-220】「大学、研究機関主催の講師」が適用されます。CPD ポイントは 7 ポイント/件です。

Q21 民間企業から講師を依頼されたような場合や社内の技術講習会などの講師は【Ⅲ-230】「民間主催の講演会などの講師」と考えてよいでしょうか？

A21 ・【Ⅲ-230】「民間主催の講演会などの講師」は、基本的には【Ⅲ-130】「学協会主催講演会などの講師及び教材開発」、【Ⅲ-220】「大学、研究機関主催の講演会などの講師」以外の教育機関において講師をされる場合に適用されます。
・具体的には、民間企業から講師を依頼された場合や、組織内の技術講習会、社内のパソコン講習の講師等が【Ⅲ-230】に該当します。5 ポイント/件です。
・ただし、この場合も Q19 と同様に、単発の特別講義は適用されますが、恒常的に行うものは、業務と見なされ適用外です。テーマ内容を分割して複数回に亘る講演は全体で 1 講演と見なします。

Ⅲ-3 研究活動等への参加(【Ⅲ-210】および【Ⅲ-211】)について

Q22 大学、研究機関、国家プロジェクトにおける活動参画(【Ⅲ-210】および【Ⅲ-211】)の対象としてはどこまで考えればよいでしょうか？

A22 ご自分の所属する組織を離れて、大学や研究機関において特定のテーマを持って個別のプロジェクトに参加する場合は該当します。休職して JICA(国際協力機構)等を通じて国際的活動をするような場合も考えられます。

Q23 複数年にまたがるプロジェクトや委員会活動に参画している場合、毎年ポイントを計上できますか。

A23 複数年にまたがるプロジェクトや委員会活動の場合、1年毎にポイントを計上できます。年毎に入力して計上して下さい。

Q24 学会の委員会活動は5月から始まるので、年度の始まりと一致しないのですが、どのように入力すればよいでしょうか。

A24 例えば2006年度の研究調査専門委員会委員が2006年5月から2007年4月までの場合、その通り開始日、終了日を入力して下さい。

IV その他

Q25 電気学会のWebラーニングを受講し、修了証明書を受けました。どのように登録すればよいでしょうか？

A25 Webラーニングによる学習については、【I-220】または【I-221】の「自己学習」が適用されます。電気学会のWebラーニングは【I-220】の「自己学習」へ入力して下さい。5ポイント/件です。なお、自己学習の年間上限は10ポイントです。

[入力例]主催者名:電気学会

タイトル:Webラーニング「電気計測」コース

教育内容:各種電気量の計測

実時間:2時間の場合、CPDポイントとして5ポイントを入力してください。

Q26 日本工学会CPD協議会認定プログラムとは？また、どこを見ればよいのでしょうか？

A26 日本工学会CPD協議会認定プログラムとは、一定の基準に適合していることを日本工学会CPD協議会が認定したCPDプログラムのことで現在その方法を検討中です。日本工学会CPD協議会で認定された機関が実施するプログラムおよびプログラムの主催者からの申請に対して、所定の審査を実施し認定されたプログラムがあります。「日本工学会CPD協議会のホームページ」で検索・閲覧できる予定です。日本工学会CPD協議会で認定されたプログラムについては、電気学会が認定したプログラムと同様の取り扱いをします。